

京都大学事務組織規程の一部を改正する規程

(平成十六年達示第百二十五号)

京都大学事務組織規程(平成十六年達示第六十号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「企画管理課に」の下に「課長補佐並びに」を加え、「企画管理担当」を「電子事務局推進担当」に改める。

附 則

この規程は、平成十六年十一月一日から施行する。